

●香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人武田宏之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人武田宏之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成25年6月21日

香川県監査委員 林 勲  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
後藤 英之	京都府京都市西京区桂坤町54番地107	平成25年6月21日から
石井 宏和	高松市錦町1丁目7番8号アルファレガロ錦町901	平成26年3月31日まで
黒川 一也	高松市今里町402番地8	
山ノ井 朝香	高松市太田下町2681番地11	